

第10号議案

件名	栃木県文化部活動の在り方に関する方針（案）について
提案理由等	<p>平成30年12月に、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことに伴い、本県の文化部活動の在り方に関する方針を策定するものである。</p>

# 「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」概要（案）

## 方針策定の趣旨

- 本方針は、公立中学校と公立高等学校の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

## 1 適切な運営のための体制整備

- 市町教育委員会は「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- 文化部顧問（部活動指導員を含む）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長へ提出する。
- 校長は、上記の活動方針及び活動計画を公表する。
- 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、適正な数の文化部を設置する。
- 学校の設置者は、部活動指導員の任用・配置について積極的に検討する。

## 2 文化部活動における安全管理の徹底

- 市町教育委員会や校長は、生徒の安全を第一に、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。
- 文化部活動の指導者（顧問や外部指導者等）は、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない活動となるよう留意する。
- 文化部顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とする。やむを得ず立ち会えない場合には、他の教員との連携、協力等により安全面に十分留意した内容や方法で活動させる。
- 校長及び文化部顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認し、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び文化部活動の指導者は、生徒の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 文化部活動の指導者は、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

- 休養日は、学期中、週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）とする。なお、長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期の休養期間を設ける。
- 大会等前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 朝練習を行う場合には、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- 大会等で基準の活動時間を超える場合には、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。
- 学校の設置者は、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組を推進する。
- 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 学校の設置者は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者に要請する。
- 学校の設置者は、大会や地域の行事等の全体像を把握し、各学校の文化部が参加する大会等の数の上限の目安等を定め、校長は、参加する大会や地域の行事等を精査する。

# 「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」（案）

平成 31 (2019) 年 3 月

栃木県教育委員会

## 目次

はじめに	1
本方針策定の趣旨等	3
1 適切な運営のための体制整備	4
(1) 文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 文化部活動における安全管理の徹底	6
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	7
(1) 適切な指導の実施	
(2) 文化部活動用指導手引の活用	
4 適切な休養日等の設定	8
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	10
(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置	
(2) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	11
終わりに	11

## はじめに

- 部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）及び新しい高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。
- 一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。また、部活動の一部には、文化部活動<sup>1</sup>を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあるところ、生徒の自主的、自発的な参加となるよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- また、その際、「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」として、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員<sup>2</sup>をはじめとしたスポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者や地域の人々の協力、体育館や公民

---

1 いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本方針に先行して「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」が策定されていることから、本方針の対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

2 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

館などの社会教育施設や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の文化施設、社会教育関係団体、芸術文化関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこととしている。

- 県教育委員会では、平成 30（2018）年 9 月に「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県の運動部活動の方針」という。）を策定し、平成 30（2018）年 9 月 4 日付けスポ振第 356 号「栃木県運動部活動の在り方に関する方針の策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）」を発出した際、文化部活動については、当面、その特性を踏まえつつ、当該方針に準じた取扱いをするよう求めている。また、平成 30（2018）年 12 月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）において、県は、国のガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定するよう示されたところである。
- このような経緯及び「県の運動部活動の方針」を踏まえ、このたび、「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

## 本方針策定の趣旨等

- 本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下「中学校」という。）と公立高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校」という。）の文化部活動を主な対象とする。
- 小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）段階においても、同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達段階や教師の勤務負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。
- 部活動の在り方として、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
  - 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
  - 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
  - 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
  - 文化部活動の実施に際しては、生徒の安全を十分に確保すること。
- 高等学校は、中学校に比べて学校ごとに多様な教育が行われていること、また、高校生は自ら選択した高等学校に、入学者選抜を経て進学しており、中学生より心身が発達していることを踏まえ、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で文化部活動を適切に実施する。
- 市町教育委員会及び学校は、国のガイドラインに則り、本方針を参考にしながら、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 県教育委員会は、本方針に基づく中学校及び高等学校の文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町教育委員会は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、市町立中学校においては市町教育委員会の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、県立学校においては本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校評議員や学校運営協議会委員等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

文化部顧問<sup>3</sup>は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県教育委員会は、必要に応じて市町教育委員会の支援を行う。

これらの方針については、負担軽減の観点から、既に作成している「運動部活動の方針」と合わせて、部活動全体に係るものとして作成することも可能である。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用・配置について積極的に検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な

---

3 本方針においては、「顧問」に「部活動指導員」を含む。



指導、安全の確保や事故発生後の対応を迅速かつ適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。<sup>4</sup>

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。<sup>5</sup>

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」<sup>6</sup>を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

---

4 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1438 号）」において、部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。」と示されている。

5 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じ、特に、新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。

6 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤 4 項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることは出来ないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

## 2 文化部活動における安全管理の徹底

ア 県教育委員会は、学校教育活動全般にわたり、安全管理の徹底について、幅広く対策を講じ、安全な活動が確保されるよう、指導者の資質向上を図っている。このことを踏まえ、市町教育委員会や校長は、文化部活動について、生徒の安全を第一に、文化部活動の指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット<sup>7</sup>」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。

イ 文化部活動の指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、計画的に無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、各教科等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりできるように指導する。

ウ 文化部活動中、文化部顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の教員と連携、協力したり、あらかじめ文化部顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握したりできるようにする。このためにも、文化部顧問は、日頃から生徒が活動内容や方法、安全確保のための取組を考え理解できるように指導を心掛ける。

エ 校長及び文化部顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時には、「熱中症予防情報サイト」（環境省のホームページ）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、活動の実施を判断する。

---

7 「1件の重大な事故・災害の背後には、29件の軽微な事故・災害があり、その背景には300件の事故につながりかねない、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事象がある」という労働災害に対する経験則の一つで「1:29:300の法則」ともいわれている。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバート・ウィリアム・ハインリッヒが、1929年に出版した論文の中で発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれている。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。その上で、生徒が芸術文化等の能力を向上させたり、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培ったりすることができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図るとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等<sup>8</sup>での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

#### (2) 文化部活動用指導手引の活用

ア 文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

---

8 大会やコンクール、コンテスト、発表会などを、以下、「大会等」と表記する。

## 4 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする<sup>9</sup>。

### ① 休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ) 大会等前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

### ② 活動時間

ア) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ) 朝練習を行う場合には、文化部顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。

ウ) 大会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

---

9 学校教育法施行規則に定められている中学校の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、国のガイドラインでは、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。)

イ 市町教育委員会は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、国のガイドラインを踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインを踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日をつけることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 学校の設置者は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、学校の設置者は、国のガイドラインを踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

### (2) 地域との連携等

学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合もあるが、大会等へ参加することは、日常活動の成果や課題を確認できるなど意義があることから、学校の設置者は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者等に要請する。
- イ 週末等に関催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等の全体像を把握し、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。
- ウ 校長は、学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会や地域の行事、催し等を精査する。

### 終わりに

- 中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- 各学校においては、安全で効果的な文化部活動の運営に心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、文化部活動を通して、生徒が心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図られるようにする。

本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的取組について示すものであり、本方針をもとに、県教育委員会や市町教育委員会、学校や保護者、生徒、関係機関等が連携をしながら、文化部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。